

平成 31 年 2 月 1 日

# 平成31年登米市議会定例会 2月定期議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 1 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	5
議 案 第 1 号	平成 30 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議 案 第 2 号	平成 30 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 3 号	平成 30 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 4 号	平成 30 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 5 号	平成 30 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 6 号	平成 30 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 7 号	平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 8 号	平成 30 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 9 号	平成 30 年度登米市病院事業会計補正予算（第 6 号）	別冊
議 案 第 10 号	平成 30 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 11 号	平成 31 年度登米市一般会計予算	別冊
議 案 第 12 号	平成 31 年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議 案 第 13 号	平成 31 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議 案 第 14 号	平成 31 年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議 案 第 15 号	平成 31 年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議 案 第 16 号	平成 31 年度登米市下水道事業特別会計予算	別冊
議 案 第 17 号	平成 31 年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議 案 第 18 号	平成 31 年度登米市水道事業会計予算	別冊
議 案 第 19 号	平成 31 年度登米市病院事業会計予算	別冊

議案第 20 号	平成 31 年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊
議案第 21 号	登米市立学寮条例を廃止する条例について	6
議案第 22 号	登米市福祉作業所条例を廃止する条例について	7
議案第 23 号	登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の制定について	8
議案第 24 号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	10
議案第 25 号	登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例について	11
議案第 26 号	登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について	15
議案第 27 号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について	16
議案第 28 号	登米市下水道条例の一部を改正する条例について	17
議案第 29 号	登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について	18
議案第 30 号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	19
議案第 31 号	登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	21
議案第 32 号	登米市誕生祝金条例の一部を改正する条例について	22
議案第 33 号	指定管理者の指定について（登米市有機センター）	23
議案第 34 号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））	24
議案第 35 号	市道路線の認定について	25
議案第 36 号	市道路線の廃止について	32
議案第 37 号	平成 30 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	36

## 報告第 1 号

### 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	平成 31 年 1 月 10 日	平成 29 年 11 月 28 日、登米市東和町米谷地内において、住民バス委託業者職員の運転する公用車が国道 398 号線を走行していたところ、三滝堂 IC 出入口から右折合流しようとした相手方車両と衝突した	184,505 円 その余の請求を 放棄

## 議案第 21 号

### 登米市立学寮条例を廃止する条例について

登米市立学寮条例(平成 17 年登米市条例第 81 号)を廃止するものとする。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市立学寮条例を廃止する条例

登米市立学寮条例（平成17年登米市条例第81号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 22 号

### 登米市福祉作業所条例を廃止する条例について

登米市福祉作業所条例（平成21年登米市条例第2号）を廃止するものとする。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市福祉作業所条例を廃止する条例

登米市福祉作業所条例（平成 21 年登米市条例第 2 号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 23 号

### 登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の制定について

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、歴史資料館等の利用を促進するため、共通観覧券の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「歴史資料館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 登米懐古館
- (2) 警察資料館
- (3) 教育資料館
- (4) 水沢県庁記念館
- (5) 伝統芸能伝承館
- (6) 登米市高倉勝子美術館

2 この条例において、「共通観覧券」とは、前項各号に規定する施設における常設展示（登米市歴史資料館条例（平成 17 年登米市条例第 93 号）別表及び登米市高倉勝子美術館条例（平成 21 年登米市条例第 20 号）別表第 1 に規定するものをいう。）であって、複数の施設の常設展示を共通観覧券発行日の当日に限り、自由に観覧できることを証する券をいう。

(共通観覧券の発行等)

第 3 条 登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、歴史資料館等その他必要と認める場所において共通観覧券を発行することができる。この場合において、教育委員会は、歴史資料館等において観覧券を個別に購入する場合と比較して共通観覧券購入の経済性が容易に判断できる一覧表を掲示しなければならない

い。

2 前項の共通観覧券の発行は、歴史資料館等の全部又は一部を管理する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

3 共通観覧券の発行による収入は、歴史資料館等の観覧料（登米市歴史資料館条例別表常設展示（個人）の部一般（学生を含む。）の項及び登米市高倉勝子美術館条例別表第 1 常設展示の項一般個人の欄に規定する観覧料をいう。）の割合で按分し、市長が各施設に配分するものとする。この場合において、配分を受ける施設が指定管理者による管理であるときは、当該配分による収入を利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定するものをいう。）による収入とする。

（共通観覧券の料金等）

第 4 条 共通観覧券の発行を受けようとする者は、共通観覧券に係る料金を市長又は指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する共通観覧券の料金は、歴史資料館等各施設の観覧料の合計額（以下「基準額」という。）に 100 分の 50 を乗じて得た額から基準額までの範囲内で、規則で定める。

3 共通観覧券を提示した者は、歴史資料館等の各施設の観覧料を納付したものとみなす。

（共通観覧券の貸与等の禁止）

第 5 条 共通観覧券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（共通観覧券の料金の減免及び還付）

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、共通観覧券の料金を減免することができる。

2 既納の共通観覧券の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 議案第 24 号

### 登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例  
登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3号の表東佐沼幼稚園の項を削る。

附 則  
この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 25 号

### 登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例について

登米市歴史資料館条例（平成17年登米市条例第93号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例

登米市歴史資料館条例（平成17年登米市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表登米懐古館の項中「登米市登米町寺池桜小路103番地の 9」を「登米市登米町寺池桜小路72番地 6」に改め、同表水沢県庁記念館の項中「登米市登米町寺池桜小路 1 番地の 5」を「登米市登米町寺池桜小路 1 番地 5」に改める。

第14条を第19条とする。

第13条を削り、第12条を第18条とし、第11条を第17条とする。

第10条第 1 項中「歴史資料館の展示品を観覧しようとするもの及び利用者」を「第13条第 1 項の規定により歴史資料館の管理を指定管理者に行わせる場合において、入館者又は利用者」に、「歴史資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「観覧料又は使用料（以下これらを「利用料金」と総称する。）」に改め、同条第 2 項中「基準額に100分の50を乗じて得た額から当該基準額に100分の150を乗じて得た額」を「額（以下「基準額」という。）に100分の50を乗じて得た額から基準額」に改め、同条を第16条とする。

第 6 条から第 9 条までを削る。

第 5 条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第15条とする。

第 4 条第 1 号中「利用の許可に関する事務」を「入館及び利用許可に関する業務」に改め、同条第 2 号中「利用に係る利用料金」を「料金の徴収」に改め、同条を第14条とする。

第 3 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第13条 教育委員会は、歴史資料館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管

理者」という。)に当該歴史資料館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により歴史資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。

3 第7条から第9条までの規定は、第1項の規定により歴史資料館の管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第2条の次に次の10条を加える。

(職員)

第3条 歴史資料館に、館長その他の職員を置くことができる。

(休館日)

第4条 歴史資料館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。

2 登米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要と認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第5条 歴史資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、伝統芸能伝承館の施設(以下「伝承館」という。)の使用については、午後10時までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(観覧料)

第6条 歴史資料館の展示品を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を市長に納付しなければならない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、歴史資料館の展示品を観覧しようとする者又は当該展示品を観覧する者(以下「入館者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他歴史資料館の管理上支障があるとき。

(利用許可)

第8条 伝承館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、伝承館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 伝承館又はその設備を毀損するおそれがあるとき。

(3) その他伝承館設置の目的に反するとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例及びこの条例に基づく規則等に違反したときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(観覧料等の還付)

第11条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 歴史資料館の展示品、施設、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失して市に損害を与えた者は、これを原状に回復し、又は教育委員会が認定する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

別表中「第10条関係」を「第6条、第10条、第16条関係」に改める。

別表の1の表中「各施設単独観覧の利用料金の基準額」を「各施設に係る観覧料」に、

「

利用料金の基準額（1人1回につき）
-------------------

」を  
「

観覧料（1人1回につき）
--------------

」に、  
「

一般（学生を含む）
-----------

」を「

一般（学生を含む。）
------------

」に、

登米懐古館
200円
150円
100円
160円
120円

を

登米懐古館
400円
300円
200円
320円
240円

に改める。

80円

160円

別表の2の表を削る。

別表の3の表中「施設使用の利用料金の基準額」を「施設使用料」に、

「  
利用料金の基準額（1時間当）

を

「  
使用料（1時間当たり）

に改め、

同表を別表の2の表とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 議案第 26 号

### 登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について

登米市保育所設置条例（平成17年登米市条例第111号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市保育所設置条例の一部を改正する条例

登米市保育所設置条例（平成 17 年登米市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

別表登米市迫中江保育所の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 27 号

### 登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

登米市児童厚生施設条例（平成 17 年登米市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表登米金沢山児童遊園の項及び豊里白鳥児童遊園の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第28号

### 登米市下水道条例の一部を改正する条例について

登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市下水道条例の一部を改正する条例

登米市下水道条例（平成 17 年登米市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の表基本使用料の項中「1,543 円」を「1,571 円」に改め、同表超過使用料の項中「154 円」を「157 円」に、「165 円」を「168 円」に、「170 円」を「173 円」に、「175 円」を「178 円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市下水道条例第 18 条の規定は、平成 31 年 10 月検針定例日の翌日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第29号

### 登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について

登米市農業集落排水事業条例（平成17年登米市条例第207号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

登米市農業集落排水事業条例（平成17年登米市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表基本使用料の項中「1,543円」を「1,571円」に改め、同表超過使用料の項中「154円」を「157円」に、「165円」を「168円」に、「170円」を「173円」に、「175円」を「178円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市農業集落排水事業条例第15条第2項の規定は、平成31年10月検針定例日の翌日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第30号

### 登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第44条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第6号中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第45条第2号中「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

別表第1中

「		「
1,296		1,320
23,760		24,200
32,400	を	33,000
37,800		38,500
		に、

108,000
172,800

110,000
176,000

」

」

「

「

144
252
262
159
175
195
159
185
206

を

147
257
267
162
178
199
162
189
210

に改める。

」

」

別表第3中

「

「

64,800円
64,800円
108,000円
172,800円
313,200円
507,600円
1,209,600円

を

66,000円
66,000円
110,000円
176,000円
319,000円
517,000円
1,232,000円

に改める。

」

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条第3号及び第45条第2号の改正規定 平成31年4月1日

(2) 別表第1及び別表第3の改正規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 改正後の登米市水道事業給水条例別表第1及び別表第3の規定は、平成31年10月検針定例日の翌日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第31号

### 登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第32号

### 登米市誕生祝金条例の一部を改正する条例について

登米市誕生祝金条例（平成28年登米市条例第16号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市誕生祝金条例の一部を改正する条例

登米市誕生祝金条例（平成28年登米市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3子以降の」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項中「第3子以降の」を削り、同条第2項中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第2条とする。

第4条を次のように改める。

（祝金の額）

第3条 祝金の額は、出産した者又はその配偶者と法律上の親子関係を有する子について、次の各号に掲げる子の出生順位に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1子の場合 3万円
- (2) 第2子の場合 5万円
- (3) 第3子以降の場合 10万円

2 前項各号に規定する子の出生順位は、規則で定める。

第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第33号

### 指定管理者の指定について（登米市有機センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市有機センター条例（平成17年登米市条例第166号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 1 公の施設の名称

迫有機センター

とよま有機センター

中田有機センター

豊里有機肥料センター

石越有機センター

南方有機センター（本センター）

南方有機センター（サブセンター）

#### 2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字中江三丁目9番地の1

（名称） みやぎ登米農業協同組合

（代表者名） 代表理事組合長 榊原 勇

#### 3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日

## 議案第34号

指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし）

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字高森 100 番地

（名称） 株式会社いしこし

（代表者名） 代表取締役 猪股 研

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

## 議案第35号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

路線番号	路線名	起終点	延長(m)	幅員(m)
14003	新田駅前線	迫町新田字前沼 30番13地先 迫町新田字西坂戸 179番1地先	1,684.4	6.3～ 10.6
20265	浦小路・入谷線	登米町日根牛字浦小路 15番2地先 登米町日根牛字阿羅田 162番1地先	110.0	5.5～ 7.0
20269	日根牛新中田8号線	登米町日根牛字阿羅田 道地先 登米町日根牛字新中田 43番2地先	40.0	4.0～ 6.0
20394	内ノ目共同墓地線	登米町字日野渡内ノ目 70番1地先 登米町字日野渡内ノ目 86番1地先	254.1	4.0～ 5.0
20661	辺室山裏線	登米町字寺池辺室山 47番1地先 登米町字日野渡内ノ目 329番2地先	350.0	2.4～ 3.5

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42165	神ノ木浦4号線	中田町上沼字境前 8番10地先 中田町上沼字新二丁田 138番1地先	1,147.3	4.0～ 8.8
42219	大下4号線	中田町上沼字弥勒寺大下 32番1地先 中田町上沼字弥勒寺大下 38番1地先	70.8	4.4～ 7.8
45083	西川原毛1号線	中田町石森字西川原毛 2番7地先 中田町石森字西川原毛 2番16地先	102.1	4.7～ 6.2
45084	西川原毛2号線	中田町石森字西川原毛 12番15地先 中田町石森字西川原毛 12番3地先	113.7	5.0～ 6.6
45123	加賀野北用水5号線	中田町石森字駒牽 186番4地先 中田町石森字古館 82番7地先	367.6	3.0～ 5.0
46102	田向1号線	中田町浅水字田向 56番地先 中田町浅水字田向 41番1地先	425.9	3.5～ 5.4
46103	西道6号線	中田町浅水字田向沖 13番地先 中田町浅水字田向 96番1地先	391.3	3.5～ 5.1
46104	筒場前1号線	中田町浅水字筒場前 11番3地先 中田町浅水字筒場前 24番地先	306.1	3.4～ 4.8

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
47046	沼畑 5 号線	中田町浅水字鮎川田 115 番 4 地先 中田町浅水字沼向 113 番地先	21.7	4.0～ 5.5
47047	沼畑 6 号線	中田町浅水字沼向 115 番地先 中田町浅水字沼向 54 番 1 地先	351.8	6.0～ 9.0
47087	長谷南 2 号線	中田町浅水字新一号 60 番地先 中田町浅水字新二号 18 番 1 地先	139.1	3.0～ 4.9
47089	長谷南 4 号線	中田町浅水字新二号 114 番地先 中田町浅水字新二号 74 番 2 地先	336.4	3.5～ 7.6
47096	浅部西 1 号線	中田町浅水字大明神前 114 番 1 地先 中田町浅水字新六号 57 番 2 地先	750.3	2.5～ 9.3
47097	浅部西 2 号線	中田町浅水字新八号 2 番 1 地先 中田町浅水字新八号 27 番 1 地先	536.1	3.0～ 5.9
47099	浅部西 4 号線	中田町浅水字新九号 33 番地先 中田町浅水字新九号 45 番 1 地先	296.2	4.0～ 7.3
47100	浅部西 5 号線	中田町浅水字新九号 57 番 1 地先 中田町浅水字新九号 65 番 1 地先	134.2	4.0～ 6.0

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
47101	浅部西 6 号線	中田町浅水字新十二号 20 番 1 地先 中田町浅水字新十二号 6 番 1 地先	185.5	3.5~ 4.2
47103	浅部西 8 号線	中田町浅水字新十三号 33 番 2 地先 中田町浅水字新十三号 44 番地先	342.7	4.5~ 6.2
47160	西道 8 号線	中田町浅水字筒場前 60 番 4 地先 中田町浅水字浦向 15 番地先	565.9	3.0~ 6.2
47164	西道 1 2 号線	中田町浅水字新西寺田 13 番 4 地先 中田町浅水字田向冲 52 番 2 地先	391.6	3.5~ 5.2
47325	西道 2 7 号線	中田町浅水字新十二号 1 番 1 地先 中田町浅水字新十二号 33 番地先	493.5	3.0~ 6.2
47337	西道 1 3 号線	中田町浅水字浦向 56 番 1 地先 中田町浅水字新西寺田 18 番地先	158.1	3.5~ 4.3
47338	長谷南 7 号線	中田町浅水字新三号 7 番地先 中田町浅水字新一号 33 番 1 地先	113.6	3.0~ 4.4
47339	長谷南 8 号線	中田町浅水字駒形 111 番 6 地先 中田町浅水字新三号 88 番地先	476.1	3.0~ 8.8

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
47340	浅部西7号線	中田町浅水字新七号 20番3地先 中田町浅水字新七号 14番地先	219.5	3.0～ 5.0
47341	浅部西11号線	中田町浅水字新七号 33番2地先 中田町浅水字新七号 26番地先	236.9	3.0～ 5.0
47342	浅部西12号線	中田町浅水字新十号 39番1地先 中田町浅水字新十号 27番地先	329.8	4.0～ 5.7
47343	浅部西13号線	中田町浅水字新十一号 23番地先 中田町浅水字新十号 57番1地先	629.4	3.0～ 6.5
47344	新筒田1号線	中田町浅水字新筒田 7番地先 中田町浅水字新岡田 108番地先	200.7	4.0～ 5.8
47345	新筒田2号線	中田町浅水字新岡田 102番1地先 中田町浅水字新筒田 22番地先	452.4	4.0～ 6.6
47346	新筒田3号線	中田町浅水字新沼尻 12番地先 中田町浅水字新筒田 95番地先	374.9	4.0～ 6.6
47347	新筒田4号線	中田町浅水字新筒田 83番1地先 中田町浅水字元待井 16番地先	450.0	4.0～ 5.2

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
48129	みやぎ県北中田側道 1号線	中田町石森字館 59番1地先 中田町宝江新井田字佐野裏 68番2地先(左)	1,890.0	5.0～ 12.0
48130	みやぎ県北中田側道 2号線	迫町佐沼字丸子 15番1地先(右) 中田町宝江新井田字西荒谷 13番3地先	1,360.0	3.0～ 12.0
48131	みやぎ県北中田側道 3号線	中田町宝江新井田字紫垣前 102番1地先(右) 中田町宝江新井田字佐野前 14番1地先	1,620.0	5.0～ 12.0
48132	みやぎ県北中田側道 4号線	中田町宝江新井田字紫垣前 121番1地先 中田町宝江新井田字東荒谷 2番1地先(左)	1,650.0	5.0～ 12.0
48133	みやぎ県北中田側道 5号線	中田町宝江新井田字元吸方江 1番1地先 中田町浅水字新沼尻 66番1地先(左)	1,070.0	5.0～ 10.0
48134	みやぎ県北中田側道 6号線	中田町宝江新井田字元吸方江 33番1地先(右) 中田町宝江新井田字並柳渕 58番1地先	1,250.0	5.0～ 10.0
53013	東二ツ屋・新田町線	豊里町新切津 64番1地先 豊里町新田町 100番地先	739.0	6.0～ 20.0
60284	筒場塚北線	米山町中津山字筒場塚 320番3地先 米山町中津山字筒場塚 742番地先	200.0	3.0～ 3.0

路線 番号	路線名	起 終	点 点	延長 (m)	幅員 (m)
60399	西野新町1号線	米山町西野字新町 54番2地先 米山町西野字新町 55番4地先		61.0	2.5~ 2.5
70070	石越駅前線	石越町南郷字小谷地 234番5地先 石越町南郷字西門沖 276番2地先		175.0	10.0~ 20.0
70138	加慶2号線	石越町東郷字加慶 158番地先 石越町東郷字加慶 152番地先		106.0	2.8~ 2.8
70182	長根集会所線	石越町北郷字長根 66番16地先 石越町北郷字長根 53番2地先		96.0	2.6~ 3.0

議案第36号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

路線番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
12171	大網上5号線	迫町佐沼字大網 199番地1地先 迫町佐沼字大網 199番地1地先	80.3	3.0～ 4.6
12172	大網上6号線	迫町佐沼字大網 199番地1地先 迫町佐沼字大網 199番地1地先	169.3	2.5～ 4.2
20661	辺室山裏線	登米町字寺池目子待井 581番1地先 登米町字日野渡内の目 329番2地先	531.7	2.4～ 3.5
42165	神ノ木浦4号線	中田町上沼字境前 9番1地先（左） 中田町上沼字新二丁田 138番1地先	1,125.5	4.0～ 8.8

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
47020	新巻川前 3 号線	中田町浅水字巻川前 地先 中田町浅水字新川前 34 番地先	200.9	2.0～ 3.7
47046	沼畑 6 号線	中田町浅水字鮎川田 118 番 1 地先 中田町浅水字東新田 46 番地先	227.4	3.0～ 10.9
47047	沼畑 5 号線	中田町浅水字東新田 41 番地先 中田町浅水字鮎川田 307 番地先	155.4	4.5～ 6.9
47087	長谷南 2 号線	中田町浅水字新二号 1 番地先 中田町浅水字新三号 7 番地先	368.7	5.0～ 9.9
47089	長谷南 4 号線	中田町浅水字新二号 61 番地先 中田町浅水字駒形 111 番 6 地先	875.2	4.0～ 13.0
47096	浅部西 1 号線	中田町浅水字大明神前 114 番 1 地先 中田町浅水字新七号 8 番地先	1,042.6	2.5～ 15.0
47097	浅部西 2 号線	中田町浅水字新八号 44 番地先 中田町浅水字新七号 32 番地先	843.5	5.0～ 7.8
47099	浅部西 4 号線	中田町浅水字新九号 30 番 2 地先 中田町浅水字新十号 34 番地先	702.6	5.0～ 10.1

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
47100	浅部西 5 号線	中田町浅水字新九号 53 番地先 中田町浅水字新十一号 20 番地先	852.2	4.4~ 9.3
47101	浅部西 6 号線	中田町浅水字新十二号 31 番地先 中田町浅水字新十二号 19 番地先	371.4	5.0~ 6.0
47103	浅部西 8 号線	中田町浅水字新十三号 33 番地先 中田町浅水字新十三号 48 番地先	459.7	5.0~ 7.4
47157	西道 5 号線	中田町浅水字筒場前 6 番地先 中田町浅水字田向 25 番地先	758.2	5.0~ 7.3
47160	西道 8 号線	中田町浅水字六号 207 番地先 中田町浅水字田向 81 番地先	965.6	2.8~ 6.8
47164	西道 1 2 号線	中田町浅水字浦向 47 番地先 中田町浅水字田向冲 52 番地先	556.5	5.0~ 6.5
47184	西道 1 9 号線	中田町浅水字元岡田 95 番地先 中田町浅水字元岡田 75 番地先	677.7	5.0~ 9.7
47186	西道 2 1 号線	中田町浅水字新筒田 71 番地先 中田町浅水字新筒田 97 番地先	834.2	5.0~ 6.5

路線 番号	路線名	起 終	点 点	延長 (m)	幅員 (m)
47325	西道27号線	中田町浅水字新十二号 31番1地先 中田町浅水字新十二号 33番地先		417.4	3.0～ 5.8
70403	石越駅前線	石越町南郷字西門沖 276番2地先 石越町南郷字小谷地前 1番2地先		128.3	6.5～ 10.4

## 議案第 37 号

### 平成 30 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

平成30年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金27,600,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
医学生奨学金貸付金	平成30年度	7,200,000	7,200,000	7,200,000
看護師奨学金貸付金	平成30年度	20,400,000	20,400,000	20,400,000
合計		27,600,000	27,600,000	27,600,000

#### 2 資本剰余金を処分する日付

平成31年 3 月31日